

お知らせ

国土交通本省
同時発表

記者発表資料
配布日時

令和4年3月28日
14:00

■同時発表先:

合同庁舎記者クラブ・鳥取県政記者会・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ・三次記者クラブ・山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します ～中国地方初となる指定手続きに着手～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日(月)に公布され、同年11月1日(月)に全面施行となりました。
- 国土交通省では、流域治水の本格的実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ることとしています。
- このたび、中国地方では初となる一級河川江の川水系江の川等の計43河川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をその区域に含む広島県及び県内の4市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

- 別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 江の川水系江の川等の概要

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

☎ (082) - 221-9231 (代表) (平日昼間)

河川部 河川調査官 しょうじ 庄司 しゅんすけ 俊介 (内線 3513)

河川計画課長 はせがわ 長谷川 ふみあき 史明 (内線 3611)

特定都市河川浸水被害対策法の適用

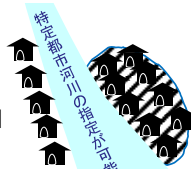
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

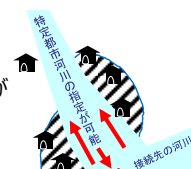
市街化の進展

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な**河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は**海面潮位等の影響**により排水が困難な河川



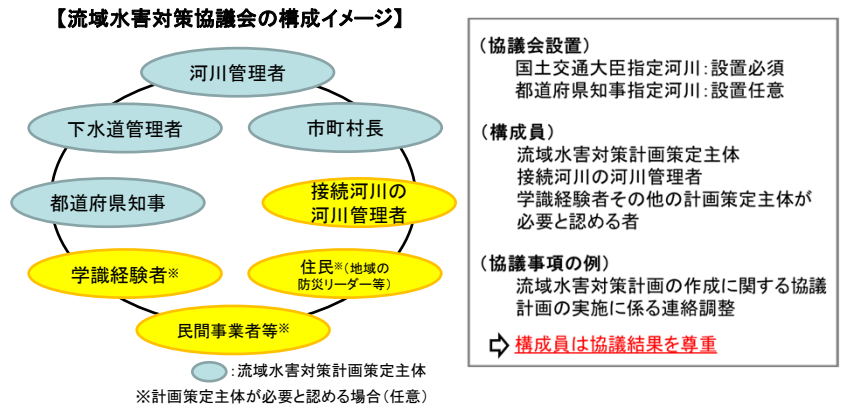
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等

- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能)

- 国有財産の活用制度

- 国有地の無償貸付又は譲与**ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

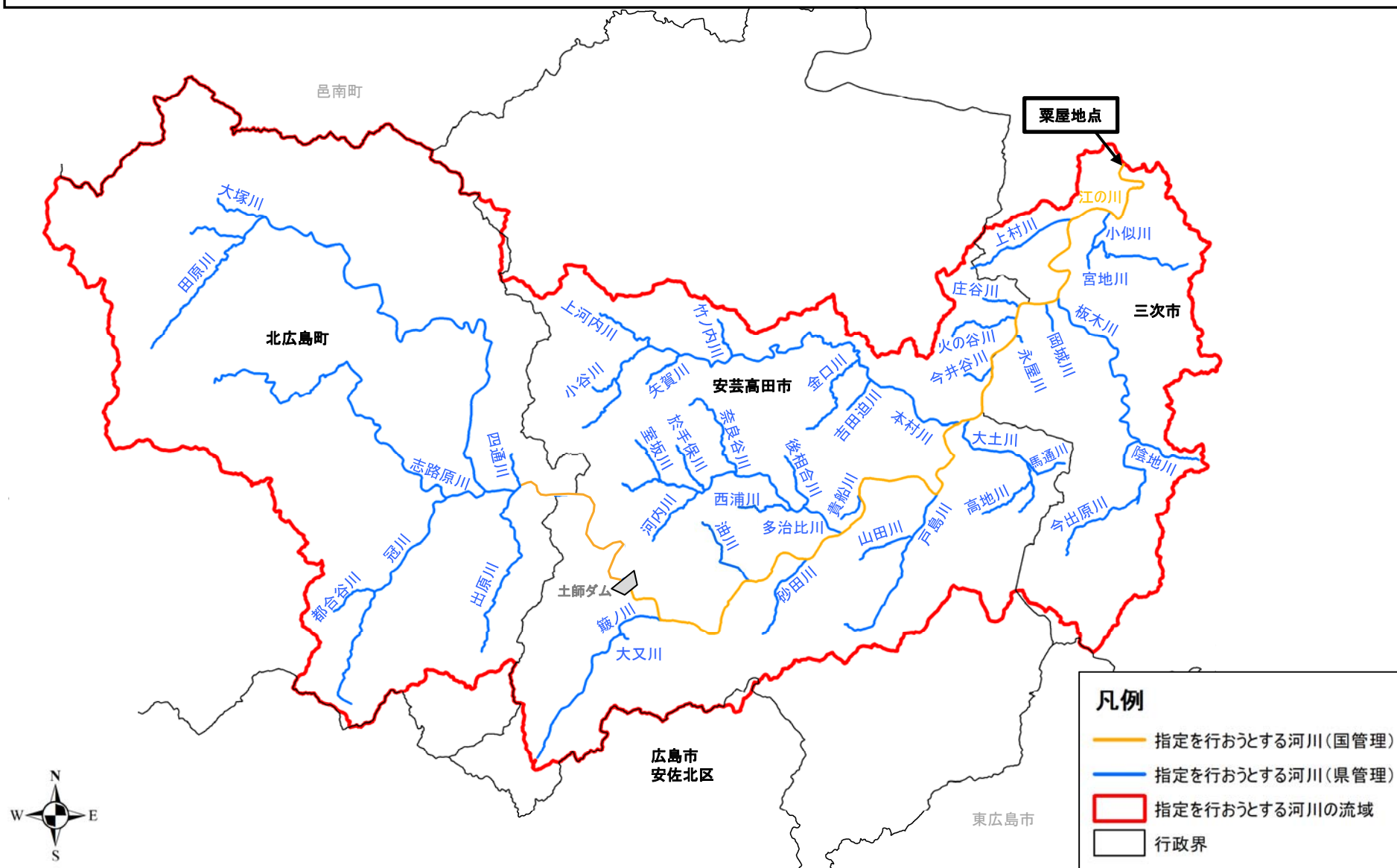


貯留機能を有する土地のイメージ

江の川水系江の川等の概要(1/5)

河川区間: 江の川水系江の川(粟屋地点より上流)等の計43河川

流域面積: 約670km²(広島市の一部、三次市の一部、安芸高田市の一部、北広島町の一部)



江の川水系江の川等の概要(2/5)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
ごうのかわ 江の川	左岸: 広島県山県郡北広島町大朝筏津字猿ヶ馬場3409番の9地先 右岸: 広島県山県郡北広島町大朝筏津字矢淵339番の1地先	左岸: 広島県三次市粟屋町2102番地先 右岸: 広島県三次市十日市町10379の4番地先
こいかわ 小似川	左岸: 広島県三次市東酒屋町鷹の鉢136番の1地先 右岸: 広島県三次市東酒屋町轆轤谷171番の14地先	江の川への合流点
みやじがわ 宮地川	左岸: 広島県三次市青河町宮地697番地先 右岸: 広島県三次市青河町宮地691番地先	小似川への合流点
かむらがわ 上村川	左岸: 広島県三次市粟屋町地主平54番地先 右岸: 広島県三次市粟屋町地主平48番の1地先	江の川への合流点
いたきがわ 板木川	左岸: 広島県三次市三和町上板木字山崎8番地先 右岸: 広島県三次市三和町上板木字山崎9番地先	江の川への合流点
おんじがわ 陰地川	左岸: 広島県三次市三和町敷名字銚畦3472番地先 右岸: 広島県三次市三和町下板木字陰地636番の1地先	板木川への合流点
いまではらがわ 今出原川	広島県三次市三和町羽出庭字湯船山1649番16地先の町道橋下流端	板木川への合流点
おかしろがわ 岡城川	左岸: 広島県三次市上志和地町岡東甲735番地先 右岸: 広島県三次市上志和地町岡東甲736番地先	江の川への合流点
しょうやがわ 庄谷川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町深瀬字塩谷40番の1地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町深瀬字塩谷43番の1地先	江の川への合流点
ひのたにがわ 火の谷川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町下甲立字大宇根963番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町下甲立字峨垂月1042番地先	江の川への合流点
ながやがわ 永屋川	広島県三次市上川立町永屋129番地先の芸備線鉄道橋	江の川への合流点
いまいだにがわ 今井谷川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町下甲立字河平146番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町下甲立字摧崎169番の1地先	江の川への合流点
おおつちがわ 大土川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町上小原字城田原4107番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町高田原字女鳥87番の2地先	江の川への合流点

江の川水系江の川等の概要(3/5)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
うまどおりがわ 馬通川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町高田原字馬通221番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町高田原字馬通222番地先	大土川への合流点
たかじがわ 高地川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫3146番の2地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町上小原字西ヶ迫3163番地先	大土川への合流点
ほんむらがわ 本村川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字桑原4647番の1地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字出来屋24番の3地先	江の川への合流点
よしださこがわ 吉田迫川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町浅塚字古場610番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町浅塚字原山663番の2地先	本村川への合流点
かなぐちがわ 金口川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町相合字立縄手1959番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町相合字立縄手1966番地先	本村川への合流点
たけのうちがわ 竹ノ内川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町横田字竹之内1006番地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町横田字竹之内963番地先	本村川への合流点
やががわ 矢賀川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字聖川甲859番地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字聖川甲860番地先	本村川への合流点
うえごうちがわ 上河内川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷丸山6391番の2地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷丸山6393番地先	本村川への合流点
こたにがわ 小谷川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字平ヶ岡3405番の1地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町本郷字小谷3446番地先	本村川への合流点
としまがわ 戸島川	左岸: 広島県安芸高田市向原町戸島字正力2250番地先 右岸: 広島県安芸高田市向原町戸島字正力2253番地先	江の川への合流点
やまだがわ 山田川	左岸: 広島県安芸高田市甲田町上小原字池の内2377番地先 右岸: 広島県安芸高田市甲田町上小原字池の内2372番地先	戸島川への合流点
きふねがわ 貴船川	広島県安芸高田市吉田町吉田字貴船1773番1地先の国道橋下流端	江の川への合流点
たじひがわ 多治比川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字津々良4061番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字津々良4066番地先	江の川への合流点

江の川水系江の川等の概要(4/5)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
うしろあいおうがわ 後相合川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町相合字大谷1774番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町相合字大谷1769番の1地先	多治比川への合流点
にしうらがわ 西浦川	広島県安芸高田市吉田町西浦字日南山684番地先	多治比川への合流点
ならだにがわ 奈良谷川	左岸: 広島県安芸高田市美土里町横田字瀬木迫4540番地先 右岸: 広島県安芸高田市美土里町横田字瀬木迫4542番地先	多治比川への合流点
おてほがわ 於手保川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字滝谷2156番の2地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字大池谷1986番地先	多治比川への合流点
こうちがわ 河内川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町中馬字上河内385番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町中馬字上河内328番の2地先	多治比川への合流点
むろさかがわ 室坂川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字室坂94番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町多治比字室坂83番の1地先	多治比川への合流点
すなだがわ 砂田川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町竹原字操頭33番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町小山字立通987番地先	江の川への合流点
あぶらがわ 油川	左岸: 広島県安芸高田市吉田町中馬字神田2100番地先 右岸: 広島県安芸高田市吉田町中馬字時貞2394番地先	江の川への合流点
ひのがわ 簸ノ川	広島県安芸高田市八千代町上根字河下添414番の2地先の町道橋下流端	江の川への合流点
おおまたがわ 大又川	左岸: 広島県安芸高田市八千代町佐々井字水無79番の2地先 右岸: 広島県安芸高田市八千代町佐々井字15番2地先	簸ノ川への合流点
よとおりがわ 四通川	左岸: 広島県山県郡北広島町川井字大上戸690番の1地先 右岸: 広島県山県郡北広島町川井字岡田254番の2地先	江の川への合流点
いではらがわ 出原川	左岸: 広島県山県郡北広島町南方字田中5291番地先 右岸: 広島県山県郡北広島町南方字田中5282番地先	江の川への合流点
しじはらがわ 志路原川	左岸: 広島県山県郡北広島町志路原字鳥越1734番の2地先 右岸: 広島県山県郡北広島町志路原字鳥越1735番地先	江の川への合流点

江の川水系江の川等の概要(5/5)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
かんむりがわ 冠川	左岸: 広島県山県郡北広島町本地字丸押3516番地先 右岸: 広島県山県郡北広島町本地字丸押3565番地先	志路原川への合流点
つごうだにがわ 都合谷川	左岸: 広島県山県郡北広島町本地字西浦2596番地先 右岸: 広島県山県郡北広島町本地字櫛ヶ平1338番地先	冠川への合流点
おおつかがわ 大塚川	左岸: 広島県山県郡北広島町大塚字角土2318番の1地先 右岸: 広島県山県郡北広島町大塚字厚朴84番の1地先	江の川への合流点
たはらがわ 田原川	左岸: 広島県山県郡北広島町田原字横川360番地先 右岸: 広島県山県郡北広島町田原字小名原甲166番の94地先	江の川への合流点